

# 山口市中小企業融資制度 資金の概要

## 起業化支援対策資金

目的	新規創業者に事業活動に必要な資金を融資することにより、起業化の促進による本市の産業の振興及び雇用の促進を図る。														
融資対象	次の要件を満たす中小企業者(会社・個人、NPO法人) 1. 市内に住所を有する個人、または、市内に主たる事業所を有する法人 2. 市内において新たに事業を開始しようとするもの、または、開業してからの期間が1年未満のもの 《新たに事業を開始しようとするもの》 <ul style="list-style-type: none"><li>● 「開始しようとする」とは、保証を決定しようとする時において、当該事業に着手していることが明らかであることをいう。</li><li>● 事業開始後に融資を行う。ただし、融資を行う時期において、許可又は認可が必要な事業を開始しようとする場合は、当該事業に係る許可又は認可を受けていることを必要とする。</li></ul>														
融資条件	<table border="1"><tr><td>資金用途</td><td>運転資金・設備資金</td></tr><tr><td>融資限度額</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>融資期間</td><td>10年(据置1年)以内</td></tr><tr><td>融資利率</td><td>年1.4% ※認定特定創業支援等事業の支援を受けた者は1.3%</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>年0.19~0.8% ※支払った保証料の全額を補助</td></tr><tr><td>保証人</td><td>原則として法人の代表者以外は不要</td></tr><tr><td>担保</td><td>必要に応じて徴求する</td></tr></table>	資金用途	運転資金・設備資金	融資限度額	1,000万円	融資期間	10年(据置1年)以内	融資利率	年1.4% ※認定特定創業支援等事業の支援を受けた者は1.3%	保証料率	年0.19~0.8% ※支払った保証料の全額を補助	保証人	原則として法人の代表者以外は不要	担保	必要に応じて徴求する
資金用途	運転資金・設備資金														
融資限度額	1,000万円														
融資期間	10年(据置1年)以内														
融資利率	年1.4% ※認定特定創業支援等事業の支援を受けた者は1.3%														
保証料率	年0.19~0.8% ※支払った保証料の全額を補助														
保証人	原則として法人の代表者以外は不要														
担保	必要に応じて徴求する														